

## ○外務省告示第三十号

平成元年三月二十二日にバーゼルで作成された「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の附属書Ⅱ、附属書Ⅷ及び附属書Ⅸの一部は、同条約第十八条の規定に従い、次のように改正され、令和二年三月二十四日に効力を生ずる。

（令和元年九月二十四日付け国際連合事務総長書簡）

令和二年二月四日

外務大臣 茂木 敏充

## 附属書Ⅱ

Y 47の次に次のY 48を加える。

Y 48 プラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。）（注1、注2）

この条約の第一条1(a)に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物（附属書ⅧA表の関連項目A三二二〇参照）

次に掲げるプラスチックの廃棄物であつて、環境上適正な方法で再生利用すること（注3）を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない（注4）ものの

主として（注5）一のハロゲン化されていない重合体（次の重合体を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物

ポリエチレン（PE）

ポリプロピレン（PP）

ポリスチレン（PS）

アクリロニトリルブタジエンスチレン（ABS）

ポリエチレンテレフタレート（PET）

ポリカーボネート（PC）

ポリエーテル

主として（注5）一の硬化した樹脂又は縮合物（次の樹脂を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物

尿素ホルムアルデヒド樹脂

フェノールホルムアルデヒド樹脂

メラミンホルムアルデヒド樹脂

エポキシ樹脂

アルキド樹脂

主として（注5）次の一のふつ化重合体から成るプラスチックの廃棄物（消費者によって捨てられた廃棄物を除く。）

パーフルオロエチレンープロピレン (FEP)

パーフルオロアルコキシアルカン

テトラフルオロエチレンーパーフルオロアルキルビニルエーテル (PFA)

テトラフルオロエチレンーパーフルオロメチルビニルエーテル (MFA)

ふっ化ポリビニル (PVF)

ふっ化ポリビニリデン (PVDF)

ポリエチレン (PE)、ポリプロピレン (PP) 又はポリエチレンテレフタレート (PET) から成るプラスチックの廃棄物の混合物であつて、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用すること (注6) を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない (注4) もの

注1 このY48の規定は、二千二十一年一月一日に効力を生ずる。

注2 締約国は、このY48の規定に関し、一層厳しい要件を課することができる。

注3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用 (附属書IV B表R3) 又は必要なときは、

一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にR3に規定する作業を行い、契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする。）

注4 「ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。

注5 「主として」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。

注6 溶剤として使用しない有機物の事前の分別を伴う再生利用若しくは回収利用（附属書IV B表R3）又は必要なときは、一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にR3に規定する作業を行い、契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする。）

#### 附属書Ⅷ

1 A三二八〇中「(注)」を「(注1)」とする。

2 A三二〇〇の次に次のA三二二〇を加える。

A三二二〇 附属書Ⅲの特性を示す程度に、附属書Ⅰに規定する成分を含み、又は当該成分により汚染さ

れたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）（附属書Ⅱの関連項目Y48及び附

属書ⅨB表の関連項目B三〇一一参照）（注2）

3 A3の注に関し、注を注1とし、注1を次のとおり改め、注1の次に次の注2を加える。

注1 一キログラムにつき五十ミリグラムの濃度は、全ての廃棄物に対し国際的に実際的な濃度と考えられる。ただし、多くの国において、特定の廃棄物につき、より低い規制濃度（例えば、一キログラムにつき二十ミリグラム）が設けられている。

注2 A三二一〇の規定は、二十二十一年一月一日に効力を生ずる。

#### 附属書Ⅸ

1 B三〇一〇中「（注2）」を「（注3）」に、「（注1）」を「（注2）」に改め、「固形状のプラスチックの廃棄物」の下に「（注1）」を加える。

2 B三〇一〇の次に次のB三〇一一を加える。

B三〇一一 プラスチックの廃棄物（附属書Ⅱの関連項目Y48及び附属書ⅧA表の関連項目A三二一〇参

照）（注4）

次に掲げるプラスチックの廃棄物であつて、環境上適正な方法で再生利用すること（注5）を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない（注6）もの

主として（注7）一のハロゲン化されていない重合体（次の重合体を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物

ポリエチレン（PE）

ポリプロピレン（PP）

ポリスチレン（PS）

アクリロニトリルブタジエンスチレン（ABS）

ポリエチレンテレフタレート（PET）

ポリカーボネート（PC）

ポリエーテル

主として（注7）一の硬化した樹脂又は縮合物（次の樹脂を含むが、これらに限定され

ない。)から成るプラスチックの廃棄物

尿素ホルムアルデヒド樹脂

フェノールホルムアルデヒド樹脂

メラミンホルムアルデヒド樹脂

エポキシ樹脂

アルキド樹脂

主として(注7)次の一のふつ化重合体から成るプラスチックの廃棄物(消費者によつて捨てられた廃棄物を除く。)

パーフルオロエチレン―プロピレン (FEP)

パーフルオロアルコキシアルカン

テトラフルオロエチレン―パーフルオロアルキルビニルエーテル (PFA)

テトラフルオロエチレン―パーフルオロメチルビニルエーテル (MFA)

ふつ化ポリビニル (PVF)



ふつ化ポリビニリデン（P V D F）

ポリエチレン（P E）、ポリプロピレン（P P）又はポリエチレンテレフタレート（P E T）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であつて、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用すること（注8）を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない（注6）もの

3 B 3の注に関し、注2を注3とし、注1を注2とし、注2の前に次の注1を、注3の次に次の注4から注8までを加える。

注1 B 三〇一〇の規定は、二千二十年十二月三十一日まで効力を有する。

注4 B 三〇一一の規定は、二千二十一年一月一日に効力を生ずる。

注5 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用（附属書IV B表R 3）又は必要なときは、一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にR 3に規定する作業を行い、契約に関する又は関連する正式な書類によつて証明することを条件とする）。

注6 「ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない」の語に関しては、国

際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。

注7 「主として」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。

注8 溶剤として使用しない有機物の事前の分別を伴う再生利用若しくは回収利用（附属書IV B表R3）又は必要なときは、一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にR3に規定する作業を行い、契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする。）